



令和8年度 職業訓練指導員試験 【受験案内】

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員の資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

（この試験は山形県職業訓練指導員の採用試験ではありません。）

山 形 県

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる全職種

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。(別表 1 参照)
- ア 職業能力開発促進法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する者
- (2) (1) に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

3 試験科目

学科試験のうち指導方法のみ

(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業能力開発関係法規)

4 試験日時及び試験会場

日時：令和 8 年 9 月 11 日 (金) 午前 11 時から正午まで

会場：山形県庁 10 階 1001 会議室

山形市松波二丁目 8-1 TEL 023 (630) 2378

※ 試験会場は、7 ページの案内を御覧ください。

5 受験申請手続

- (1) 受験申請に必要な書類
- ア 受験申請書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真 2 枚 (申請前 6 か月以内に写した正面脱帽の上半身像を所定の場所に貼ってください。)
 - エ 180 円切手を貼った返信用封筒 (長 3) (受験票の送付に使用します。宛名を明記してください。)
 - オ 受験資格及び免許資格を証する書類 (以下の表を御参照ください。)

提出書類	技能検定合格 証書 (写)	免許証書 (写)	科目合格証	卒業修了 証明書	実務経験 証明書
受験者区分					
技能検定合格者	○				
その他の免許保持者		○			
職業訓練指導員試験 一部合格者			○		
職業能力開発校修了者				○	○
大学・短大・高専・高校 卒者 (関連学科履修)				○	○
専修・各種学校卒者 (厚生労働大臣指定)				○	○
実務のみ経験者					○

※ 受験申請書、履歴書、実務経験証明書については、県ホームページからダウンロードした様式を使用してください。アドレスは以下のとおりです。

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/noryoku/shidoin/shidouinshiken08.html>

なお、様式の郵送を希望する場合は、180円切手を貼った返信用封筒（角2）に宛名を明記の上、下記の間合せ先までお申し込みください。

【間合せ先】

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課（産業人材育成担当）

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 TEL 023（630）2378

(2) 受験手数料

学科試験 3,100円

※ 受験手数料に相当する額の**山形県収入証紙**を受験申請書の所定欄に貼ってください。**(消印はしないこと)** なお、申請受付後は手数料の返還はいたしません。

(3) 申請書の提出先

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課（産業人材育成担当）

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 TEL 023（630）2378

※ 受験申請は、関係書類を添えて県庁（8階）産業労働部雇用・産業人材育成課（産業人材育成担当）まで提出してください。

郵送による場合は、封書の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きし、必ず書留郵便（簡易書留可）としてください。（書留郵便によらない場合の事故については責任を負いかねます。）

(4) 受付期間

令和8年8月3日（月）から8月14日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受付しておりません。）

※ 郵送による場合は令和8年8月3日（月）から8月14日（金）までの消印のあるもの。

(5) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）

全免除者の受験手続については、記5（2）「受験手数料」は不要であり、記5（4）「受付期間」に限らず、通年で行うことが可能です。この場合、記4の日時に試験会場にお越しいただく必要はありません。

また、全免除者は、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことが可能です。

6 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を交付します。受験票は、試験当日に持参し、受付に提示してください。なお、全免除者には送付いたしません。

7 合格発表

令和8年9月25日（金）午前8時30分に、県庁正面玄関前掲示板に受験番号を掲示して発表するほか、山形県のホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.yamagata.jp/sangyo/rodo/noryoku/shidoin/index.html>

また、発表と同時に合格者あてに合格証書を交付して通知します。（電話での間合せにはお答えできませんので御了承ください。）

8 試験結果の提供

この試験の結果（得点）については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、合格発表の日から1か月間、口頭で提供を求めることができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から午後4時30分までの間に雇用・産業人材育成課に直接お出でください。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受付していません。）

提供期間 令和8年9月25日（金）から10月23日（金）まで
提供場所 山形県産業労働部雇用・産業人材育成課（産業人材育成担当）

9 その他

(1) 受験についての不明な点は、下記にお問合せください。

【問合せ先】

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課（産業人材育成担当）
TEL 023（630）2378

(2) 「指導方法」のテキストの購入については、下記にお問合せください。

【問合せ先】

山形県職業能力開発協会
〒990-2473 山形市松栄2-2-1 TEL 023（644）8562

(3) 実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者以外の場合、指導方法のみに合格しても職業訓練指導員免許証は発行できませんので、御留意ください。

<別表1>

受験資格及び免除の範囲

受験者区分 (主なもの)		実務経験 年 数	免除の範囲			
			実 技	学 科		指 導 方 法
				関連学科		
			系基礎	専攻		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級に合格した者（「バルコニー施工」、「電子回路接続」については、受験資格は有するが免除の範囲は適用しない。）		—	○	○	○	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級に合格した者		—	○			
他の法令に基づく資格を有する者（別表2参照）		—	別表2参照			
学校 教育	●大学卒業	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●高等学校又は中等教育学校の後期課程卒業	3年以上				
	高等学校又は中等教育学校の卒業	5年以上				
職業 訓練※	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の職業訓練指導員免許を受けた者	1年以上				
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の職業訓練指導員免許を受けた者	1年以上				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了（職業能力開発総合大学の長が認める者）	—	合格と認められる科目について免除			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年以上				
厚生 労働 大臣 が 指定 する 学校	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程（3年以上）の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は各種学校（2年）卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（3年以上）の専修学校又は各種学校（3年以上）卒業	3年以上				
実務のみ経験者		8年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格した者（一部合格者は合格した学科）		—		○	○	
免許 保持 者	職業訓練指導員 免許保持者	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者	—	○	○	
	職業訓練指導員 免許保持者	上記以外の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者	—		○	

- 印は免許職種に関する学科を履修していること。
 - 免許職種と技能検定職種との対応関係は、別表3のとおり。
 - 受験に必要な実務経験は、受験する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となります。
- ※ 本表に記載のない課程についても、受験資格及び免除が認められる場合がありますので、詳しくは担当までお問合せください。

<別表2>

他の法令に基づく資格及び免除の範囲（主なもの）
 （職業能力開発促進法施行規則別表第11の3より抜粋）

免許職種	受験することができる者	免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			関連学科 系基礎	専攻	
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
介護サービス科	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に該当する者	○	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

※ 本表では、主に、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される場合を抜粋しております。本票に掲載されていない免許資格は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3を御覧ください。

<別表3>

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	造園
さく井科	さく井
鉄鋼科	金属溶解
鑄造科	鑄造、粉末冶金、ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験
機械科	機械加工、非接触除去加工、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金
塑性加工科	建築板金
建築板金科	建築板金
塑性加工科	鉄工
造船科	鉄工
構造物鉄工科	鉄工
鉄道車両科	鉄工
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理
機械科	切削工具研削
製材機械科	切削工具研削
電子科	電子回路接続、電子機器組立て 半導体製品製造
電気科	電気機器組立て、シーケンス制御
メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
電子科	自動販売機調整
電気科	自動販売機調整
鉄道車両科	鉄道車両製造・整備
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	光学機器製造
自動車製造科	内燃機関組立て
内燃機関科	内燃機関組立て
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木工科	機械木工、家具製作、建具製作
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	ブリプレス、印刷
免許職種	技能検定職種
製本科	製本

プラスチック製成品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
石材科	石材施工
パン・菓子科	パン製造、菓子製造
麺科	製麺
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造、酒造
建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工
枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官、タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
畳科	畳製作
配管科	配管
住宅設備機器科	配管
建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工
建築科	サッシ施工
サッシ・ガラス施工科	サッシ施工
さく井科	ウェルポイント施工
土木科	ウェルポイント施工
電気科	電気製図
化学分析科	化学分析
公害検査科	化学分析
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
インテリア科	表装
表具科	表装
塗装科	塗装、塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
工業包装科	工業包装
写真科	写真
日本料理科	
中国料理科	調理
西洋料理科	調理
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
フラワー装飾科	フラワー装飾

※その他本表に記載のない名称変更又は廃止されている検定職種については、担当までお問合せください。

試験会場案内図



試験会場・問い合わせ先

山形県庁 10階 1001会議室
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
TEL 023-630-2378

《アクセス》

- ◆バス利用
山形駅前（4番）バス停から県庁前バス停下車
（所要時間 約20分）
- ◆高速道路利用
山形自動車道山形蔵王I.C. 出口より直進（約1.4km）
（所要時間 約3分）

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課
（産業人材育成担当）（県庁8階）
TEL 023（630）2378